

# 函館市議会の活性化 勉強会

## ～議会本来のあり方～

平成26年9月25日  
議会活性化検討会議

### 1 議会報告会の開催

より充実した報告会とするため、議会運営委員会で下記2点を確認。

- (1) 報告内容を充実するためには、議会運営を平成19年作成の函館市議会議会改革報告書において確認した本来のあり方に近づけるよう見直していく。
- (2) より充実した報告会とするためには、市民の意見を聴き、それを議会で議論し、結果を報告する一連の流れについて工夫が必要。

### 2 「函館市議会議会改革報告書」(平成19年3月19日)

#### (1) 報告書の趣旨

- ① 二元代表制の一翼を担う機関として、本来の機能と役割を発揮する。
- ② 合議体として議論することで問題点を明らかにし、よりよい政策決定を行う。
- ③ 上記の役割を発揮するために、議員同士による議論・協議を促進する。

#### (2) 報告書の評価

全国市議会議長会から高い評価を得、阿部議長(当時)が第2回全国市議会議長会研究フォーラムにおいて、約2,000人を前に発表し、その後、多くの市議会が視察に来訪。

### 3 現在、函館市議会で見直し検討中の項目

- (1) 議員間討議の充実
- (2) 定例会において、議案審査を一般質問の前に行うこと。
- (3) 予算決算審査方法の改善
- (4) 議会活動の見える化

※ 函館市議会の現状は、報告書と乖離が見られる。上記見直しを進めるには、本来のあり方について、全議員による再確認が必要。

### 4 例題

- Q 1 議員は、執行機関に対する検査権や調査権を持っている。
- Q 2 執行機関は、条例などの議案を、議会と相談して作ることが望ましい。
- Q 3 議会(委員会)は、執行機関に議案の訂正や撤回をさせることができる。
- Q 4 議会(委員会)における議論の相手は、理事者である。

## 5 委員会における議案審査

### <「函館市議会議会改革報告書」に基づく委員会審査のあり方>

#### 委員会の責務

- ・ 委員個人ではなく、合議体である委員会として、専門的立場から集中的に詳細かつ効率的な審査を行う。
- ・ 議員同士が議論することで、議案審査の過程、論点や課題、委員会の意思、議決に至った理由等を明確にし、市民への説明責任を果たす。
- ・ 場合によっては修正を加え、よりよい政策を決定する。
- ・ 合意形成には、互譲・妥協が必要である。

#### 審査・議員間討議

- ・ 説明員に議案の修正、反対について質しても対応できないことから、委員会の議案提案権・修正権・議決権などで対応する。
- ・ 課題・論点の整理を行い、委員会としてどう扱うか、どう判断するのかを協議し、委員会としての方向性(修正等を含む)を決める。

#### (提案説明・質疑)

論点整理、審査をする上で必要であれば、

- 議案の詳細な提案説明を受ける。
- 議案の疑義を解消するための質疑を行う。
- ・ 質疑は、審査する上で疑義を解明し、委員全員が共通の理解を持つことを狙いとしている。
- ・ 質疑は、議案の疑義を解明するもので、議員個人が行う一般質問の代替ではない。
- ・ 説明員に確認すべき疑義がなければ、質疑は必要ない。

#### 論点整理

- ・ 議員間で討議すべき課題・論点や、詳細な提案説明を要する議案、説明員に確認する必要がある疑問点を委員会として整理する。

#### 各会派における議案精査

## < 検討会議等で確認された函館市議会の現状 >

### 委員会の責務

#### 【現状】

- ・ 個々の委員が理事者へ質疑することが中心となっているため、審査経過、議決理由が明確でない。
- ・ 修正案が提案されることはほとんどない。

#### 【ポイント】

- ・ 表決時の賛成、反対、(退席)に関わらず、議決結果の説明責任を負う。

### 審査・議員間討議

#### 【現状】

- ・ 委員間での修正の必要性や議決する理由の協議がほとんど行われていない。
- ・ 予特・決特は審査日ごとに委員交代が行われ、議案全体を把握した審査ができていない。

#### 【ポイント】

- ・ 委員会として審査し、結論を出すには、委員同士の議論が不可欠。

### ( 提 案 説 明 ・ 質 疑 )

#### 【現状】

- ・ 委員会として事前の論点整理がないため、委員個人の質疑、一般質問になっている。
- ・ 修正権、表決権を持たない説明員に、議案の訂正を求めたり賛否を表明するなどしている。

#### 【ポイント】

- ・ 議決のための説得相手、議論の相手は、提案権、表決権を持つ議員であり、説明員ではない。

### 論 点 整 理

#### 【現状】

- ・ 委員会としての論点整理をせず、審査のポイントが見えないまま、いきなり個々の委員の質疑に入っている。

#### 【ポイント】

- ・ 審査は、委員個人が行うものではなく、委員会として行うもの。
- ・ 委員会として審査するには論点、課題、疑義の整理が必要であり、そのためには委員同士の議論、協議が不可欠。

### 各会派における議案精査

## 6 例題の解説

A 1 調査権、監視権などの議会の権限は、議会という機関が持つもので、議員が持つものではない。

執行機関に対峙し権限を行使するのは、議員でなく機関としての議会である。

A 2 議会の意見を聞き、その意向を反映した議案を提案することは、議会審議の意味、議会の存在意義を失わせることになり、二元代表制の趣旨にもとる。

A 3 執行機関に、議案訂正、撤回を求めることは、提案権の侵害につながる。

議案を修正、議決（否決・可決）することは、議会の権限であり責務である。

A 4 理事者は説明員であり、議員や議会へ質問したり、議決に加わることはできない。

合議体の構成員として提案、修正、表決など意思決定に関わる権利を持つのは議員であり、議員が説得する相手、議論する相手は議員である。

## 7 まとめ（議会本来のあり方）

（1）議会の役割は、合議体の機関として機能を発揮すること。

（2）議員の役割は、議会内で発案、議論し、議会という機関として合意形成し、意思決定を行うこと。

（3）議会を活性化させる第一歩は、全議員が、議会本来のあり方について共通認識を持つこと。